

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社 OCS（証券コード：－）

【新規】

長期発行体格付
格付の見通し

A－
安定的

■格付事由

- (1) 沖縄初の信販会社オークスの事業を継承することを目的に08年8月に設立され、15年4月に琉球銀行の完全子会社となった信販会社。沖縄県内でクレジットカード、オートローンを中心としたショッピングクレジット（個品割賦）、融資、信用保証を主な事業として展開しており、近年は電子マネーやプロセッシングなど新規事業も拡大している。格付には、琉球銀行グループのカード事業を担う中核子会社として同行と資本、資金調達、営業面でのつながりが極めて強く、有形無形のサポートが期待できること、比較的良好な資本水準を有することなどを反映している。
- (2) 18/3期の営業収益は19.0億円（17/3期18.5億円）と小幅な増収となった。利回り低下によりオートローンが減収となる中で、電子マネーやプロセッシングなど新規事業と主力のカードショッピングが営業収益の拡大をけん引した。しかしながら、新システム移行、改正割賦販売法対応など物件費を中心に費用が大幅に増加し、営業利益は前年比で9割超の減益となった。一方、当期利益は一過性の匿名組合投資戻入益が大幅に増加し、5.2億円（同3.9億円）と増益となった。今後の収益については、ICカード化対応などのシステム投資による費用の高止まりが見込まれ、当面は厳しい状況が続くとみている。業務効率化を一層進めるとともに、琉球銀行との連携によるカード会員数の拡大、新規事業の更なる推進、オートローンなど営業資産の積み増しなどにより収益力を下支えできるか JCR は注目している。
- (3) 延滞債権比率と貸倒償却率は足元でやや上昇しているものの、営業債権の質は概ね維持されている。当社は貸倒関連費用の抑制に向けて、業務運営体制の見直しや自動コールの導入を計画している。過払利息返還に関しては、大手法律事務所のキャンペーンなどで開示請求件数が増加することはあるものの、利息返還損失引当金が十分に積み立てられているため、損益に与える影響は大きくないとみている。
- (4) 内部留保の蓄積により純資産は増加基調にあり、自己資本比率は20%台後半と同業他社と比較して高い水準にある。資金調達面は、親会社である琉球銀行を中心とした間接調達基盤に支えられ、安定している。

（担当）阪口 健吾・幾島 真

■格付対象

発行体：株式会社 OCS

【新規】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	A－	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2018年9月20日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：阪口 健吾
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「信販・クレジットカード」(2013年7月1日)、「親子関係にある子会社の格付け」(2007年12月14日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 株式会社 OCS
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル